

1 市町村事務に関すること

(1) 居宅生活支援費について

(問 1) 事業者と利用者の中で作成する契約書に収入印紙を貼る必要があるか。

(答) 「介護サービス事業者等と利用者の中で作成する契約書及び介護サービス事業者等が発行する領収証に係る印紙税の取扱いについて（平成12年3月17日事務連絡）」に準じた取扱いとし、収入印紙を貼る必要はない。

(問 2) 短期入所を4月30日から5月3日まで利用した場合の請求方法如何。

(答) 支給量管理の観点等から、4月分として1日分（4月30日分）を請求し、5月分として3日分（5月1日～5月3日分）を請求することとされたい。

(問 3) 重複障害者が身体障害者の居宅サービスと知的障害者の居宅サービスの支給決定を受けた場合に受給者証は2枚必要なのか。

(答) それぞれの法体系ごとに必要である。

(2) 施設訓練等支援費について

(問 4) 施設訓練等支援費明細書（様式第六）の「入所年月日」欄について、支援費制度施行以前から入所措置を受けていた者については、どのように記載すればよいか。

1 平成15年4月1日

2 実際の入所年月日

(答) 実際の入所年月日を記載する。

(問5) 施設訓練等支援費の計算方法(端数処理)について、「計算過程において1円未満の端数が生じた場合は、四捨五入をし、最後に100円未満切り捨てを行う」とされているが、具体的にどの計算過程において1円未満の端数を四捨五入するのか。

(答) 施設訓練等支援費算定額表の通則2の取扱いについては、障害程度区分に応じた所定額及び各種加算額それぞれの算出過程で1円未満の端数が生じた場合に四捨五入をし、それぞれの計算の最後に100円未満切り捨てを行うこととするが、具体的な計算方法については、平成15年3月5日の支援費制度関係資料P19に示してあるので、そのように取り扱われたい。

(問6) 施設入所者が死亡した場合の遺留金品の取扱いは、従来どおり市町村が関与することでよいか。

(答) 市町村による措置ではなく、利用者と施設の入所契約となったので、遺留金品の取扱いは、施設と利用者が契約で取り決めるべき事項と考えられる。
ただし、市町村は施設と協力関係を保ち、疑義等の相談に応じられるよう努められたい。

(問7) 3月20日に障害程度区分がBであるとの支給決定を受け、4月1日から、支援費対象施設におけるサービスを受けていた者が、5月10日に行政不服審査法に基づく異議申し立てを行い、それに対して6月20日に市町村が障害程度区分をAに変更するとの決定を行った場合、対象サービスを受け始めた4月1日に遡って支援費を区分Aで算定し、差額を追加支給することとしてよいか。

(答) お見込みのとおり。

2 支給決定に関すること

(1) 居宅生活支援費について

(問8) 居宅介護サービスを利用している者が身体障害者更生施設等に入所することになったが、入所日の入所するまでの時間帯に居宅介護サービスが必要である場合には、居宅介護サービスの支給決定をしてもよいか。

(答) 差し支えない。

(問9) 短期入所支援について、既に支給決定を受けた支給量を使いきった後、家族の入院などにより、急遽短期入所を利用する必要性が生じたが、日曜日のため市町村の窓口が閉まっており、支給量の変更申請の手続きができない場合には、市町村は変更申請の手続きを事後に行わせることは可能か。

(答) ご質問の例のように、サービス利用について急な事情変更がある場合であって、閉庁日や夜間のため市町村の窓口が閉まっているなど、事前の支給量の変更申請の手続きが行えないことについてやむを得ないときには、市町村は、当該利用者に対し、事後に変更申請の手続きを行わせることは差し支えない。

この場合、当該利用者には、事後速やかに支給量の変更申請の手続きを行っていただくこととなる。

(2) 施設訓練等支援費について

(問10) 既に支給決定を受けて施設に入所している者から重度重複障害者加算についての申請がなされ、精神的な疾患として「強迫性障害」という精神科医の診断書が提出されました。この診断書に基づき、重度重複障害者加算の認定をしてよいのかご教示ください。

(答) 認定して差し支えない。

(問11) 診断書には「てんかん」との記載があるのだが、服薬により発作が抑えられている者について、服薬管理されていても病名が記載されていれば重度重複障害者加算の認定をして良いか。それとも、発作等があり、精神障害者保健福祉手帳1級から3級に相当する障害の状態にないと重度重複障害者加算の認定はされないのか。

(答) 服薬管理されていても、診断書に病名の記載があれば、重度重複障害者加算の認定がされる。

3 事業者・施設指定基準に関すること

(1) 居宅生活支援費について

(問12) 平成15年3月27日障発第03270011号障害保健福祉部長通知「居宅介護従業者養成研修等について」の第2の1の(3)に「看護師等」と記載されているが、「等」の中に准看護師も含まれていると考えてよいか。

(答) お見込みのとおり。

(問13) 中核市内にある居宅介護従業者養成研修事業者が、都道府県内の他の市町村で研修を開催するような場合、都道府県知事から居宅介護従業者養成研修事業者として指定を受ける必要はあるか。

(答) 中核市長から指定を受けていればよい。

(問14) 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科を卒業した者及び国が社会福祉法人日本ライトハウスへ事業を委託して実施している「視覚障害生活訓練指導員研修事業」を修了した者について、視覚障害者移動介護従業者研修課程を修了した者とみなしてもよいか。

(答) 差し支えない。

(2) 施設訓練等支援費について

(問15)「障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)」に関して、通知の別紙において、各施設の30人、50人、70人、100人定員の場合に適用する「施設種類別配置数」が記載されているが、それ以外の定員区分の場合の「施設種類別配置数」はどう取り扱うのか。

(答) 比例按分して施設種類別配置数を算出する。

(計算例) 身体障害者更生施設(40人)に換算する場合

身体障害者更生施設(30人、区分A)の施設種類別配置数を1人あたりに換算

$$\begin{array}{l} \text{(施設種類別配置数)} \\ 5.1 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{(定員)} \\ 30 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(1人あたりの係数)} \\ 0.17 \end{array} \text{(小数第3位四捨五入)}$$

1人あたりの係数に定員数を乗じて、施設種類別配置数(40人、区分A)を算出。

$$0.17 \times 40 = 6.8$$

身体障害者更生施設(30人、区分B)の施設種類別配置数を1人あたりに換算

$$\begin{array}{l} \text{(施設種類別配置数)} \\ 2.4 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{(定員)} \\ 30 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(1人あたりの係数)} \\ 0.08 \end{array} \text{(小数第3位四捨五入)}$$

1人あたりの係数に定員数を乗じて、施設種類別配置数(40人、区分B)を算出。

$$0.08 \times 40 = 3.2$$

(問16) 知的障害者更生施設の大規模施設の再構築(定員縮小)中を理由として、入所者が地域生活へ移行した退所後の定員の空きに対し、新たな入所を行わないことが「正当な理由」に該当するかどうか。

(答) 「正当な理由」に該当するものとして差し支えない。

4 支援費基準等に関すること

(1) 居宅生活支援費について

居宅介護について

(問17) 同時に2人の従業者が1人の利用者に対して身体介護中心の居宅介護サービスを提供したとき、1人目の従業者が午後3時から午後5時まで、2人目の従業者が午後4時から午後6時まで提供した場合の支援費の算定方法如何。

(答) 1人目は午後3時から午後6時までの3時間で算定し、2人目は午後4時から午後5時までの1時間で算定する。

(問18) 平成15年3月24日障発第0324001号「指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」の2の(3)早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱いについての記述の中で「15分未満」とあるが、この場合、15分は含まれないと解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

(問19) 育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合に、家事援助を行う従業者が、育児支援の観点から行う沐浴や授乳等は支援費の算定対象となるか。

(答) 家事援助中心として支援費の算定対象となる。なお、日常生活支援中心として行われた場合も支援費の算定対象となる。

(問20) 通院等の介助を行う場合、病院内での待ち時間も支援費の算定対象となる時間と解してよいか。

(答) 差し支えない。

デイサービスについて

(問21) 4時間のデイサービス計画により身体障害者(知的障害者)デイサービスを提供した場合、どの単価を適用するのか。

(答) 「所要額4時間未満の場合」の単価を適用することとなる。

短期入所について

(問22) 知的障害者短期入所(児童短期入所)の日中受入について、利用時間として4時間を設定した場合の所要額の算定は、区分ごとの所定額に対しどの割合を乗じるのか。

(答) 「所要時間4時間未満の場合」の割合を乗じることとなる。

(問23) 入院中の家族の世話などやむを得ない事由があり、同一日の朝と夕に1回ずつ同じ事業者の知的障害者短期入所(児童短期入所)の日中受入サービスを利用した場合の支援費の算定方法如何。

(答) 朝と夕それぞれの利用時間を合算して1回の日中受入として算定することとなる。

(問24) 昼間は通所による施設支援を利用し、夜はやむを得ず短期入所を利用している。

通所施設を利用することとなっている時間帯に、やむを得ない事由により通所できなかったため引き続き短期入所を利用した場合、その時間帯は短期入所支援費の算定対象となると解してよいか。

(答) 差し支えない。

(問25) 平成15年3月24日障発第0324001号「指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」の 4の(1) 入所の日数の数え方について、短期入所事業所を退所したその日に当該短期入所事業所に再度入所した場合も同様に、入所の日は含み、退所の日は含まないと解してよいか。

(答) お見込みのとおり。例えば、短期入所事業所を退所して自宅に帰ったが、同じ日の夜に再度短期入所事業所を利用することが必要になった場合が考えられる。

知的障害者地域生活援助について

(問26) 平成15年3月28日障発第0328020号「支援費支給決定について」の 3において、知的障害者地域生活援助の入居者については、特別な場合には短期入所を利用することができることとされているが、短期入所に入所している間の知的障害者地域生活援助支援費は、日割りして減額するのか。

(答) 1ヶ月分の所定額を算定して差し支えない。

(2) 施設訓練等支援費について

(問27) 入院期間中は、入退院日を除き、支援費基準額の80/100で算定されているところですが、退院し、そのまま施設に戻ることなく退所した場合、退所日の支援費の基準額は80/100で算定してよろしいでしょうか。

(答) お見込みのとおり。

(問28) A施設を退所して、同日にB施設に入所する場合の、入退所日の取扱い如何。また、その場合の利用者負担の取扱い如何。

(答) 利用者が同一日に入退所する場合の取扱いは、平成15年3月24日障発第0324001号「指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」の4の(1)短期入所支援費における入所日数の数え方に準じて取り扱っていただきたい。

またその結果、退所する施設と入所する施設の双方に支援費が算定される場合については、利用者負担額についてもそれぞれ算定することとする。

(問29) 本体施設がA町(丙地)に所在し、分場がB市(乙地)に所在する場合の分場の地域区分はどちらを適用すべきか。

(答) 分場は、乙地の単価を適用する。

(問30) 既に支給決定を受けている者に対して、月の途中で、重度重複障害者加算の決定を行った場合、翌月からの算定でよろしいか。

(答) お見込みのとおり。

(問31) 3月5日の支援費制度関係資料によると、常勤医師加算は、入所者の入院中も100%支払われると書かれていますが、他の加算についてはどうなるのでしょうか。

(答) 各種加算については、入院中も100/100で算定する。入院期間中、所定額に80/100を乗じる場合の所定額とは、各種加算を除いた基本となる単価を指す。

(問32) 4月2日に入所し、4月30日に退所した場合(入所期間が1月に満たない場合)、入所時特別支援加算の請求は認められるのか。

(答) 入所時特別支援加算は、新規入所者に対して、施設支援計画の作成やオリエンテーション等の個別支援に対する加算であるので、入所期間の日数に係わらず請求しても差し支えない。

(問33) 入所時特別支援加算について、他の入所施設を退所し、当該施設に入所した場合にも加算の対象になるということでしょうか。

(答) お見込みのとおり。

(問34) 入所時特別支援加算、退所時特別支援加算について、通所施設利用者についても適用されるのか。

(答) 適用される。

(問35) 退所時特別支援加算について、通所による入所者が退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は加算しないとあるが、入所による施設利用者が退所後に、他の社会福祉施設に通所する場合には、加算の算定をしてよいのでしょうか。

(答) 施設入所から通所へと利用形態が変わることで、利用者本人の生活の場が施設から自宅等へ移行することに鑑み、差し支えないものとする。

(問36) 神経内科医加算について、身体障害者療護施設の職員配置基準に加えて1名神経内科医を配置した場合の加算なのか、又は施設職員配置基準内の医師が神経内科医として従事すればよいのか。

(答) 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、神経内科医が神経内科の診療を行っているのであれば、職員配置基準内の医師が神経内科医として従事することで差し支えない。ただし、当該医師が日常的な健康管理しか行っていなければ、加算を算定することはできない。

(問37) 強度行動障害者特別支援加算は、3年間を限度とする継続した支援計画に基づき実施した場合に加算されるが、期間の延長は認められるか。

(答) 強度行動障害者特別支援加算については、支援費本体の支給期間に合わせて加算の期間も決定するものであるため、支給期間が終了して、再度支給決定をする際に、支援の必要が認められれば、強度行動障害者特別支援加算についてもさらに加算することができる。

(問38) 自活訓練加算() (同一敷地内で実施する場合)の単価より自活訓練加算() (敷地外で実施する場合)の単価の方が30,500円高く設定されているが、この単価差は借家料相当と解してよろしいか。

また、借家料相当だとしたら、敷地外に法人が所有する建物で自活訓練を実施する場合には自活訓練加算()の単価を適用するべきか。

(答) お見込みのとおり。

(問39) 自活訓練加算の開始月は、かならず4月か10月でないといけないのか。

例えば、5月から開始した場合にはどのように算定されるのか。

(答) 事情により5月から開始した場合には、5月から6ヶ月間の訓練に対し支給される。

5 利用者負担に関すること

(1) 居宅生活支援費について

(問40) 知的障害者福祉法に基づく居宅生活支援費に係るサービスと身体障害者福祉法に基づく居宅生活支援費に係るサービスを利用した場合、利用者負担額は各法ごとに算定されると解してよいか。また、その場合、利用者負担額の上限は各法ごとに管理すると解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

(2) 施設訓練等支援費について

(問41) 入所期間が3年以上となる者については、利用者負担額の上限月額を変更することになるが、この場合、入所後3年を経過した日が属する月の翌月(当該日が月の初日となる場合は当該月)から変更することとなるのか。

(答) お見込みのとおり。

(問42) 主たる扶養義務者が、既に他の社会福祉施設(支援費対象施設は除く。)の被措置者等の扶養義務者として費用徴収されている場合には、本制度の利用者負担額から他の制度による費用徴収額を差し引いた額を利用者負担額として算定することとなっているが、ここでいう「他の社会福祉施設」とは具体的に何を指すのか。

(答) 「他の社会福祉施設」とは支援費対象施設以外の第1種社会福祉事業施設を指すものである。

(問43) 予防接種法による救済措置で障害年金を受給している者の対象収入に、当該年金は、従来どおり含まれない取り扱いとなるのか。

(答) お見込みのとおり。

(問44) 施設訓練等支援費における利用者負担額は、平成15年7月については見直ししないこととされているが、今後の取扱いについては支給決定をした年の翌年の7月に初めて見直すこととなるのか。

たとえば、平成16年5月に支給決定をした場合には、その年の7月には見直さず、翌平成17年7月に見直すのか。

(答) お見込みのとおり。